

遺言書の作成

ツツコミ質問

円滑な遺産分割



ツッコミ質問

- 自筆証書遺言保管制度
- 財産目録は自署以外でも可能
- 遺言書の手続き
- 法定相続情報証明制度



遺言書を発見した場合の手続について説明してください

遺言書を発見した場合は、遺言書を家庭裁判所に提出し、検認を請求しなければなりません。

ただし、公正証書遺言や、法務局で保管されている、自筆証書遺言に関して交付される遺言書情報証明書は、検認の必要はありません。検認とは、遺言書の内容を明確にし、偽造、変造を防止するための手続きで、遺言の有効や無効を判断することではありません。



自筆証書遺言保管制度について 説明してください

自筆証書遺言保管制度とは、自筆証書遺言を法務局に保管できる制度で、保管されている遺言書は家庭裁判所の検認が不要になります。また、相続人等の中で、誰か一人でも遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人に対して、遺言書が保管されている通知が届きます。



自筆証書遺言保管制度について 説明してください

ただし、証人がいないので自筆証書遺言の内容の有効性が争われたり、代理人では保管の申請はできず、必ず本人が法務局に出向く必要があるので注意が必要です。



法定相続情報証明制度について 説明してください

法定相続情報証明制度とは、被相続人と、法定相続人の関係を、法務局の登記官が認証するものです。

相続手続きでは、届け出先ごとに、相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や、住民票を提出しなければなりません。

法定相続情報証明制度では、相続関係を一覧にした、法定相続情報一覧図を作成し、戸籍謄本を法務局に提出すると、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しが交付されます。



法定相続情報証明制度について 説明してください

交付された法定相続情報一覧図の写しは、相続登記の申請手続きや、被相続人名義の預金の払い戻しなど、様々な相続手続きに利用できるので、戸籍謄本を何度も提出する必要がなく、相続手続きにかかる相続人や、手続きを行う窓口、双方の負担が軽減されます。

法定相続情報一覧図は、相続手続きに必要な部数を無料で発行することができます。また、有効期限は発行から6ヶ月以内ですが、5年間の保管期間中は、一覧図の写しが再発行できます。